基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月４日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	実施時期	区域	縮尺レベル	摘要
数値地図（国土基本情報）	平成29年度	全国	25000レベル 2500レベル	平成29年度版
数値地図（国土基本情報20万）	〃	〃	200000レベル	〃
電子地形図25000	〃	〃	25000レベル	〃
電子地形図20万	〃	〃	200000レベル	〃
電子地形図　標準地図（タイル）	〃	〃	ズームレベル５～18	〃
淡色地図	〃	〃	〃	〃
English	〃	〃	ズームレベル５～11	〃

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２２３号

埼玉県春日部市西八木崎２丁目10番８号　第１ウエストハウス205号

債務者　小川　友也

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　川原　祐介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年11月９日午前10時

5　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６９１号

神奈川県茅ヶ崎市出口町７番61号

債務者　宮嶋　岳人

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木村　俊春

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前10時50分

5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５６号

埼玉県新座市野火止８丁目７番11号　コーラル・ビュー・ハイツⅠ202号室、旧住所埼玉県鴻巣市すみれ野８番地　404号室　ベルドゥムール北鴻巣

債務者　横山　健二

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松村　　譲

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号

京都府舞鶴市字余部下無番地―641号

債務者　山田　健一（旧姓岡崎）

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前10時

5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで

京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成３０年（フ）第１３７７号

大阪府八尾市南久宝寺２丁目58番地の71

債務者　岩井美由紀（旧姓楠）

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大野健太郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６７５号

大阪府寝屋川市八坂町５番７号

債務者　奥西　則子

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　酒井　卓也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時

5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６７６号

和歌山県橋本市東家４－８－19キャロットハウス201、住民票上の住所大阪府寝屋川市八坂町５番７号

債務者　奥西　秀典

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　酒井　卓也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時

5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１号

京都府亀岡市北古世町１丁目４番１号　メゾンコラール４Ｄ、前住所京都府亀岡市北古世町１丁目９番５号

債務者　青山　菜奈

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　舩橋　恵子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時

5　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで

京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第１８３３号

大阪府寝屋川市三井南町30番１―1406号

債務者　吾郷　幸子

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　横山　佳数

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時

5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８５４号

大阪府高槻市真上町２丁目13番13号、前住所大阪府高槻市大蔵司３丁目15番２号

債務者　清水　恵里

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時

5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８９２号

大阪市中央区松屋町３番23―510号

債務者　水本　智仁

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福本　暁弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２６号

大阪府豊中市上新田２丁目11番３―314号

債務者　白石　昌史

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４０８号

大阪府寝屋川市明徳２丁目５番３―104号

債務者　大野　真人

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　手島　将志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部